平成２５年（フ）第２７３６号
大阪市旭区太子橋１丁目２―11　太子橋マンション３－Ｄ
破産者　株式会社タケイ
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７号
埼玉県狭山市南入曽1091番地14
破産者　株式会社成信ホーム
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０４号
千葉県四街道市和良比219番地10　エステートピアヒルズヴィラ５
破産者　鈴木　君江（旧姓柳田）
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４６４号
東京都東久留米市上の原２―４公務員宿舎東久留米住宅56―15、住民票上の住所福島県いわき市田人町黒田字唐沢36番地
破産者　蛭田ゆり子（旧姓荒川）
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４７号
静岡県浜松市中区和地山３丁目１番７号ＨＩ－Ｃｕｂｅ内
破産者　有限会社池田電子工学研究所
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
名古屋市昭和区駒方町１丁目７番地
破産者　株式会社テクニカ
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８６号
愛知県海部郡大治町大字花常字出口111番地
破産者　有限会社フォルテック
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５号
東京都中央区日本橋浜町３丁目35番５号
破産者　ファーム株式会社
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７１号
北海道苫前郡羽幌町北大通３丁目15番地
破産者　株式会社土屋建設
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
岐阜県羽島市小熊町内粟野２丁目６番地　ブランシェ新粟野Ｄ号室
破産者　佐藤　克成（旧姓古澤）
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
鳥取県米子市加茂町２丁目112番地
破産者　株式会社栗谷テクノス
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２６０号
高知県須崎市西町１丁目12番17号
破産者　株式会社井上商店
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４号
岡山県新見市新見1490番地５
破産者　小林　俊一
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第４９６号
鹿児島市東坂元４丁目59番６号
破産者　有限会社三洋工務店
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５号
秋田県仙北市角館町雲然上町屋80番地の１
破産者　株式会社斉藤組
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４９９号
茨城県水戸市岩根町1466番地
破産者　有限会社千波食品センター
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３６号
千葉県八街市八街ろ89番地57
破産者　山中　鎮市
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４５９０号
東京都豊島区巣鴨３丁目39番４号　東都ビル702
破産者　大和化学工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６０号
静岡県沼津市本町20番地
破産者　株式会社沼津釣具センター
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
静岡県浜松市中区葵西６丁目25番34号
破産者　有限会社鈴秀製作所
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１４１６号
名古屋市守山区市場５番14号
破産者　有限会社ミヤジマ
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部